

新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付の条件）</p> <p>第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業名区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更を伴わないもので、かつ以下のものとする。</p> <p>(1) 補助対象経費の2割以内の増減</p> <p>(2) 補助対象経費の経費の費目間の流用で2割以内の増減</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年10月3日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。</u></p> <p>別表1 (1)医療関連事業</p>	<p>福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付の条件）</p> <p>第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業名区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更を伴わないもので、かつ以下のものとする。</p> <p>(1) 補助対象経費の2割以内の減額</p> <p>(2) 補助対象経費の経費の費目間の流用で2割以内の増減</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>附 則 （略）</p> <hr/> <hr/> <p>別表1 (1)医療関連事業</p>

新（改正案）					旧（現行）				
事業名	事業者名等	補助対象経費	補助基準額	補助率	事業名	事業者名等	補助対象経費	補助基準額	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
魅力的な臨床 研修プログラ ム作成事業	(略)	(略)	(1)について <u>2,100</u> 円/ 日・人 ただし、研修 医 1 人につき <u>120 日分</u> を上 限とする。 (2)について 5,000 千円	(略)	魅力的な臨床 研修プログラ ム作成事業	(略)	(略)	(1)について <u>62,500</u> 円/月・ 人 ただし、研修 医 1 人につき <u>4 月分</u> を上 限とする。 (2)について 5,000 千円	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新（改正案）					旧（現行）				
		_____					用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等		
		_____					(2)在宅医療の活動拠点整備に必要な工事請負費、備品購入費		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
理学療法士等医療従事者確保推進事業	医療関係団体	理学療法士等に関する職種の理解促進のためのイベント開催等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	100千円	10/10以内	_____	_____	_____	_____	_____
(2) 介護施設等の整備に関する事業					(2) 介護施設等の整備に関する事業				
事業名	事業者名等	補助対象経費	補助基準額	補助率	事業名	事業者名等	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域密着型サービス等整備	市町村、民間事業者	(1)地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一	(略)	(略)	地域密着型サービス等整備	市町村、民間事業者	(1)地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一	(略)	(略)

新（改正案）					旧（現行）				
備等助成事業		<p>体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2) <u>介護施設等の創設を条件に行う</u>広域型施設の大規模修繕又は耐震化整備(施設の整備と一体的に整備されるものであつ</p>			備等助成事業		<p>体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2) _____ _____ 広域型施設の大規模修繕又は耐震化整備(施設の整備と一体的に整備されるものであつ</p>		

新（改正案）				旧（現行）			
		<p>て、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p><u>(3) 災害レッドゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を</u></p>				<p>て、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	

新（改正案）					旧（現行）				
		及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。					及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	(略)	(1)特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、 の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、	(略)	(略)	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	(略)	(1)特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、 <u>介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換</u> の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、	(略)	(略)

新（改正案）					旧（現行）				
		報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 (2)特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi 工事、インカム)、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)等。					報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 (2)特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi 工事、インカム)、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)等。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	(略)	(略)	(略)	<u>2/3 以内</u>	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	(略)	(略)	(略)	<u>定額</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新（改定案）					旧（現行）				
(3) 介護人材確保対策事業					(3) 介護人材確保対策事業				
事業名	事業者名等	補助対象経費	補助基準額	補助率	事業名	事業者名等	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域における介護のしごと魅力発信事業	(略)	(略)	(市町村) 3,000千円以 内で別に知事 が定める額 (市町村以外) 625千円以 内で別に知事が 定める額	(市町 村) 10/10 以内 (市町村 以外) 4/5以 内	地域における介護のしごと魅力発信事業	(略)	(略)	_____	_____
若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業	(略)	(略)	(略)	(略)	若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護未経験者に対する研修等支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)	介護未経験者に対する研修等支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)

新（改正案）					旧（現行）				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
潜在介護福祉士等の再就職促進事業	(略)	(略)	(略)	(略)	潜在介護福祉士_の再就職促進事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護テクノロジー導入支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)	介護ロボット導入支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	ICT導入支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)

新（改正案）					旧（現行）				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表2					別表2				
事業名	事業者名等	補助対象経費	補助率		事業名	事業者名等	補助対象経費	補助率	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
_____	_____	_____	_____		<u>理学療法士等医療従事者確保推進事業</u>	<u>医療関係団体</u>	<u>理学療法士等に関する職種の理解促進のためのイベント開催等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等</u>	<u>10/10以内</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	